

告 示

埼玉県告示第十六二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十一日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ふかや花園プレミアム・アウトレット

埼玉県深谷市永田字中居前千二百三十一外（寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区一～一〇五画地内）

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山岸正紀

東京都千代田区大手町一丁目九番七号

大規模小売店舗において小売業を行う者
未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年十月一日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二万四千三百五十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 二四八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 七四台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 五五八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 八一立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時（特異日においては午前九時）から午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年九月三日

二 縦覧期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課